

令和6年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 よくある質問（三重県）

No.	質問	回答
1	補助金の交付申請は、どのタイミングでしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書と実績報告書を兼ねているため、金額が確定してから申請してください。 ・申請期限を過ぎた場合には受付いたしません。提出期限についてはホームページをご確認ください。
2	同一事業所で、同一年度内に期間において感染者が発生した場合、再度、補助金を申請できるか。	基準単価表で定める補助上限額の範囲内であれば、申請期限内であれば、複数回、申請することは可能です。
3	レッドゾーンで勤務する職員に対して、危険手当を支給できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの対応のため、補助金の有無に関わらず、事業所として危険手当を支給するものとして、就業規則等で規定し、社会通念上、適当と認められる手当の水準であれば補助対象となります。 ・補助金申請にあたっては、①就業規則等の根拠となる資料と②【参考様式】手当一覧（危険手当）を提出してください。
4	感染者が発生する前に、将来の感染に備えて購入した衛生用品は補助対象となるか。	感染者が発生する前に業者へ発注し、購入した衛生用品は補助対象外です。
5	衛生用品について、感染対策のために購入した使い捨て容器は対象となるか。	補助対象となります。
6	新型コロナが発生したために、通所介護事業所を休業した。休業補償や減収補填は補助対象となるか。	補助対象外です。介護サービスを継続して提供するために必要な経費が補助対象となります。
7	施設内療養費の日数は、どのように計算するのか。	陽性判明日（施設内療養の対応が生じた日、有症状者は発症日、無症状者は検体採取日）から療養終了日（または入院日）までの間の日数をカウントしてください。
8	感染発生後、いつからいつまでに購入した衛生用品が、補助対象となるか。	当該介護サービス事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できる場合に補助対象となることから、感染発生以降に購入し、収束までに納入されたものが対象となります。備蓄に回った分については対象外となります。

No.	質問	回答
9	感染を防ぐために食事時に使用する食器やエプロンは、補助対象となるか。	使い捨て食器、使い捨てエプロンは、補助対象となります。 なお、使い捨てベッドシーツは、補助対象外となります。
10	抗原検査キットは、衛生用品の購入として補助対象となるか。	補助対象となりません。
11	実施要綱3(1)イ(ア)①職員の感染等による人材不足に伴う介護人材の確保とは、利用者に感染者が発生しているが、職員に感染者が発生していない場合も補助対象となる理解でよいか。	利用者だけの感染であっても、その感染者発生による追加的業務に対するものであれば、補助対象となります。
12	定員50人の特別養護老人ホームの基準単価(補助上限額)は38千円×50人=1,900千円となるが、施設内療養費は基準単価に含まれるか。	令和5年度分についての施設内療養費は、基準単価(補助上限額)外となります。
13	特別養護老人ホームとショートステイの利用者が共通スペースで利用している場合、衛生用品の購入等の経費の計算はどのように行えばよいか。	共通スペースで利用しているなどにより不可分のものについては、利用者数で按分する、利用者の多い事業所で申請するなど、事業所において合理的に判断したうえで、積算根拠を示した上で申請してください。
14	感染者が発生した事業所(A事業所)に同一法人内の本部職員や障害福祉施設の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金はA事業所への補助として認められるか。	感染者が発生した介護事業所が「(ア) a. ア(ア)①から③に該当する事業所・施設等」に該当するのであれば、陽性者が発生した介護事業所が申請することが前提で、「緊急雇用に係る費用」として対象になり得ます。
15	施設の利用者を療養先の病院へ搬送した旅費について、「連携機関との連携に係る旅費」に該当するか。	補助対象外です。
16	ガムテープや養生テープは補助対象となるか。	防護具着用のために使用するものは、衛生用品として対象となります。 ただし、ゾーニングやエリア分けに使用するものは対象外となります。 ※テープ類の使用目的は、「ゴミ袋の密閉や防護服において隙間ができないように留める」ことを想定しています。

No.	質問	回答
17	「割増賃金・手当」について、介護職員等への危険手当の水準や上限額の定めはあるか。	<p>手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。また、予算の限りがありますので、補助上限額は日額4千円として取扱います。</p> <p>令和5年10月1日以降に支給された新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当（危険手当）については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限額とし、1月あたり2万円を上限額とします。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とします。ただし、10月に支給された手当であっても、9月以前の労務に対して、支払われていることが明確に判断できる場合、補助上限額は日額4千円と取扱います。</p>